

| |
|-------------------------|
| 香川県道路メンテナンス会議 組織(案) |
| 国土交通省 四国地方整備局 道路部 |
| 国土交通省 四国地方整備局 香川河川国道事務所 |
| 国土交通省 四国地方整備局 四国技術事務所 |
| 香川県 土木部 |
| 西日本高速道路株式会社 四国支社 |
| 本州四国連絡高速道路株式会社 |
| 高松市 |
| 丸亀市 |
| 坂出市 |
| 善通寺市 |
| 観音寺市 |
| さぬき市 |
| 東かがわ市 |
| 三豊市 |
| 土庄町 |
| 小豆島町 |
| 三木町 |
| 直島町 |
| 宇多津町 |
| 綾川町 |
| 琴平町 |
| 多度津町 |
| まんのう町 |

道路の老朽化対策の本格実施に関する提言 概要

【1. 道路インフラを取り巻く現状】

(1) 道路インフラの現状

- 全橋梁約70万橋のうち約50万橋が市町村道
- 一部の構造物で老朽化による変状が顕在化
- 地方公共団体管理橋梁では、最近5年間で通行規制等が2倍以上に増加

(2) 老朽化対策の課題

- 直轄維持修繕予算は最近10年間で2割減少
- 町の約5割、村の約7割で橋梁保全業務に携わっている土木技術者が存在しない
- 地方公共団体では、遠望目視による点検も多く点検の質に課題

(3) 現状の総括(2つの根本的課題)

最低限のルール・基準が確立していない

メンテナンスサイクルを回す仕組みがない



【2. 国土交通省の取組みと目指すべき方向性】

(1) メンテナンス元年の取組み

本格的にメンテナンスサイクルを回すための取組みに着手

- 道路法改正【H25.6】
 - ・点検基準の法定化
 - ・国による修繕等代行制度創設
- インフラ長寿命化基本計画の策定【H25.11】
 - 『インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議』
 - ⇒インフラ長寿命化計画(行動計画)の策定へ

(2) 目指すべき方向性

- ①メンテナンスサイクルを確定 ②メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

産学官のリソース(予算・人材・技術)を全て投入し、総力をあげて本格的なメンテナンスサイクルを始動【道路メンテナンス総力戦】

【3. 具体的な取組み】

(1) メンテナンスサイクルを確定(道路管理者の義務の明確化)

各道路管理者の責任で以下のメンテナンスサイクルを実施

[点検]

- 橋梁(約70万橋)・トンネル(約1万本)等は、国が定める統一的な基準により、5年に1度、近接目視による全数監視を実施
- 舗装、照明柱等は適切な更新年数を設定し点検・更新を実施

[診断]

- 統一的な尺度で健全度の判定区分を設定し、診断を実施

『道路インフラ健全』 (省令・告示：H26.3.31公布、同年7.1施行予定)

| 区分 | 状態 |
|------------|---|
| I 健全 | 構造物の機能に支障が生じていない状態 |
| II 予防保全段階 | 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態 |
| III 早期措置段階 | 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態 |
| IV 緊急措置段階 | 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態 |

[措置]

- 点検・診断の結果に基づき計画的に修繕を実施し、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止め
- 利用状況を踏まえ、橋梁等を集約化・撤去
- 適切な措置を講じない地方公共団体には国が勧告・指示
- 重大事故等の原因究明、再発防止策を検討する『道路インフラ安全委員会』を設置

[記録]

- 点検・診断・措置の結果をとりまとめ、評価・公表(見える化)

(2) メンテナンスサイクルを回す仕組みを構築

メンテナンスサイクルを持続的に回す以下の仕組みを構築

[予算]

- (高速) ○高速道路更新事業の財源確保(通常国会に法改正案提出)
- (直轄) ○点検、修繕予算は最優先で確保
- (地方) ○複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新に対して支援する補助制度

[体制]

- 都道府県ごとに『道路メンテナンス会議』を設置
- メンテナンス業務の地域一括発注や複数年契約を実施
- 社会的に影響の大きな路線の施設等について、国の職員等から構成される『道路メンテナンス技術集団』による『直轄診断』を実施
- 重要性、緊急性の高い橋梁等は、必要に応じて、国や高速会社等が点検や修繕等を代行(跨道橋等)
- 地方公共団体の職員・民間企業の社員も対象とした研修の充実

[技術]

- 点検業務・修繕工事の適正な積算基準を設定
- 点検・診断の知識・技能・実務経験を有する技術者確保のための資格制度
- 産学官によるメンテナンス技術の戦略的な技術開発を推進

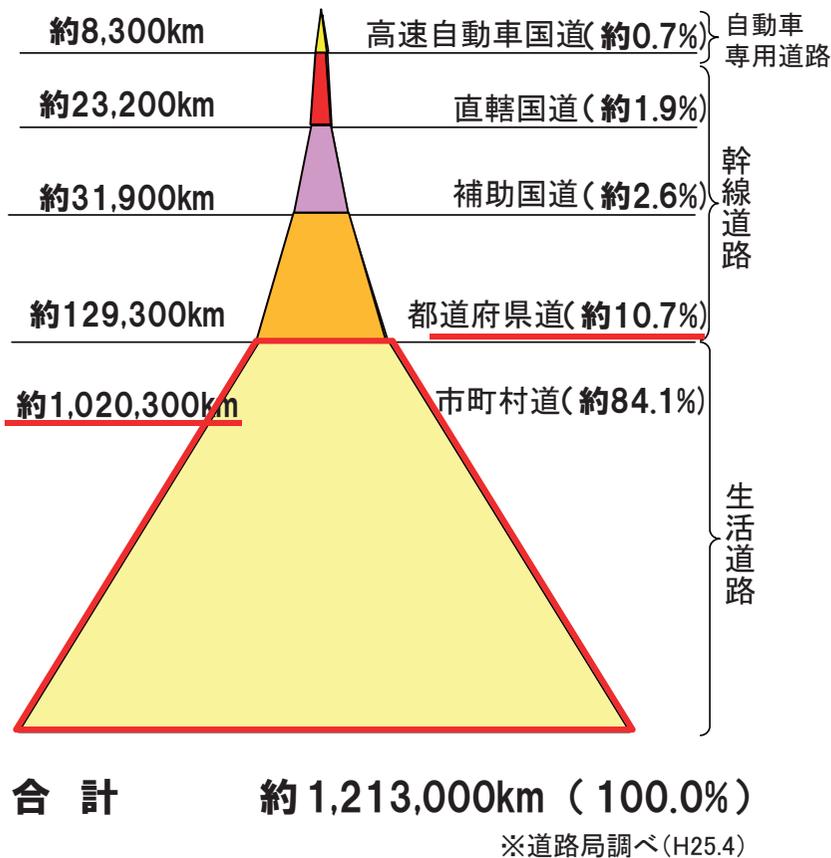
[国民の理解・協働]

- 老朽化の現状や対策について、国民の理解と協働の取組みを推進

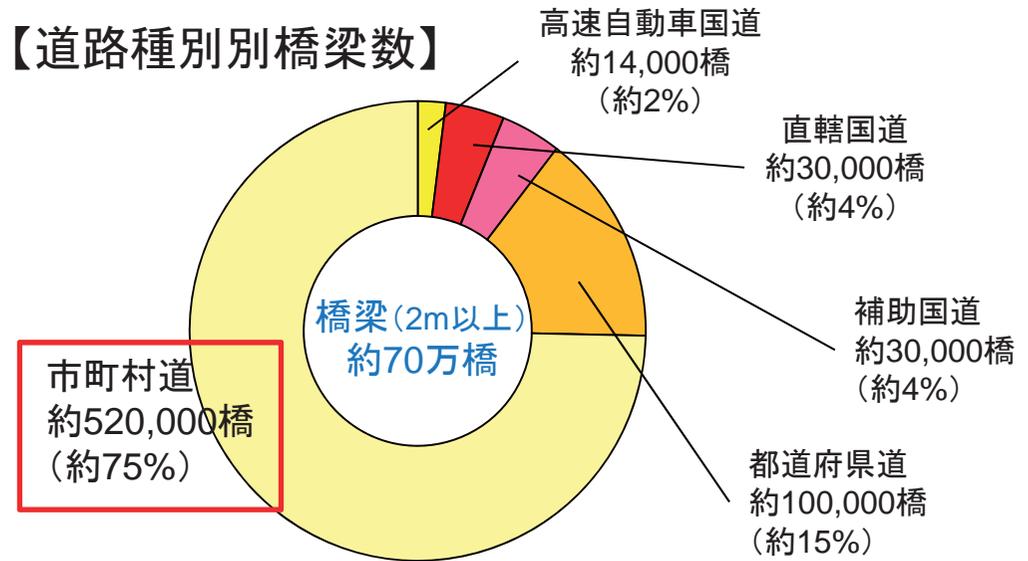
管理者別の道路延長と橋梁及びトンネル数

日本では、道路橋は全国に約70万橋、道路トンネルは約1万本
 全国約70万橋の橋梁のうち、7割以上となる約50万橋が市町村道

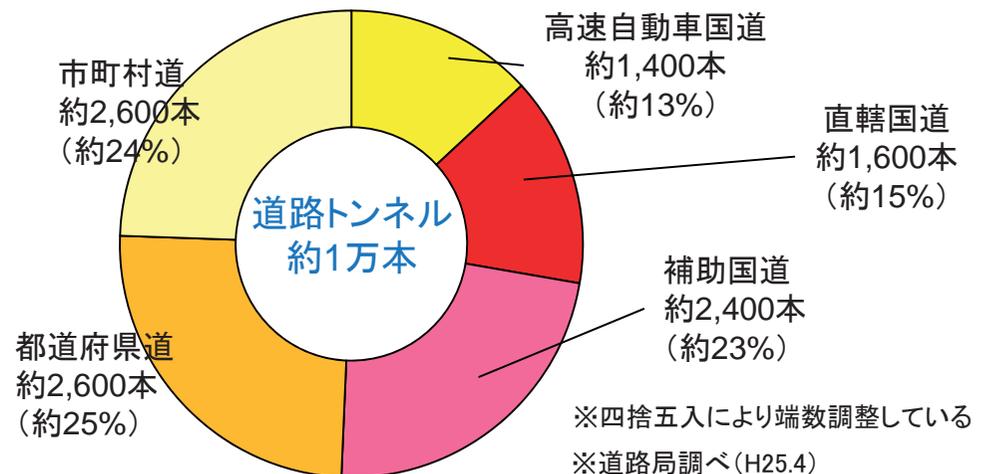
【日本の道路種別と延長割合】



【道路種別別橋梁数】



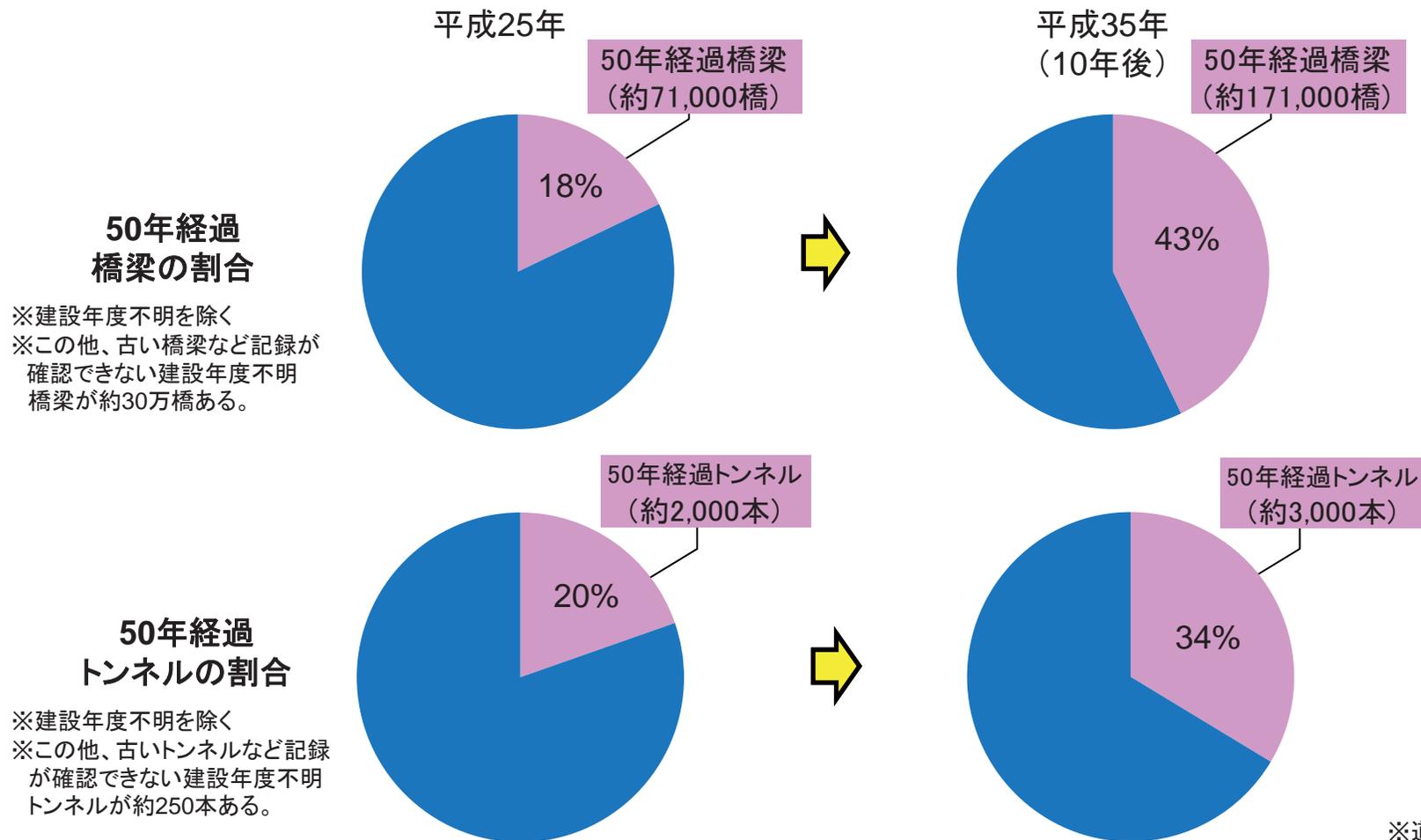
【道路種別別トンネル数】



道路構造物の現状(橋梁、トンネル)

※東日本大震災の被災地域は一部含まず
 ※都道府県・政令市は、地方道路公社を含む

全国の橋梁数は約70万橋。このうち、建設後50年を経過した橋梁(2m以上)の割合は、平成25年は18%であるが、10年後には43%と増加
 全国のトンネル数は約1万本。このうち、建設後50年を経過したトンネルの割合は、平成25年は20%であるが、10年後には34%へと増加



地方公共団体管理橋梁の通行規制等状況(H25.4現在)

参考-5

- 平成24年4月時点で、地方公共団体が管理する橋長15m以上の橋梁で
通行止め 217橋 通行規制 1,161橋
- 今般とりまとめた平成25年4月時点の状況では
通行止め 232橋 通行規制 1,148橋 となっている。

<H24.4月時点>

| | 橋梁数 | うち都道府県管理道路 (政令市含む) | |
|------|--------------|-----------------------|--------------|
| | | うち市区町村 管理道路 | |
| 通行止め | 326 | 9 | 317 |
| | 217 | 7 | 210 |
| 通行規制 | 1,686 | 182 | 1,504 |
| | 1,161 | 156 | 1,005 |
| 合計 | 2,012 | 191 | 1,821 |
| | 1,378 | 163 | 1,215 |



<H25.4月時点>

| | 橋梁数 | うち都道府県管理道路 (政令市含む) | |
|------|--------------|-----------------------|--------------|
| | | うち市区町村 管理道路 | |
| 通行止め | 375 | 13 | 362 |
| | 232 | 9 | 223 |
| 通行規制 | 1,729 | 174 | 1,555 |
| | 1,148 | 149 | 999 |
| 合計 | 2,104 | 187 | 1,917 |
| | 1,380 | 158 | 1,222 |

※通行規制には損傷・劣化による規制の他、古い設計等による重量規制等も含む

※上段:橋長2m以上の橋梁数 下段:橋長15m以上の橋梁数

※岩手県、福島県の一部は調査実施困難なため、平成22年4月時点調査のデータ